



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q ロウムカフェ第100回おめでとうございます。これから経営者協会会員にわかりやすくお話しをお願いします。今回は何のお話しでしょうか？

A ロウムカフェをいつもご覧になって頂きありがとうございます。書き始めた時はこんなに長く続くとは思っていませんでしたので大変光栄に思っています。

どんなお話しをしようかといつも悩みますが、これからその時々に必要な法改正の知識や実務についてお話しさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスですっかり目立ちませんでしたが、通常国会において雇用保険と年金制度の改正法が成立しました。今回は年金制度の改正法の概要をお話ししたいと思います。

国民年金法等の一部を改正

目的は、厚生年金の加入者を増やすことと、70歳まで働ける環境を整えること。

1. 被用者保険の適用拡大

①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の規模を段階的に引き上げる。

現行500人超⇒令和4年10月1日から100人超
⇒令和6年10月1日から50人超)

※1年以上雇用の見込みは撤廃、2か月超雇用要件

※パートで働き新たに保険料負担が発生しても平均年齢まで生きれば将来の受給額が上回りやすい。

※なお、社会保険に加入できない雇用期間は「二月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」と改められる。

②5人以上の個人事務所に係る適用業種は次の10の士業であれば法人でなくても適用事業所となる。弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士【令和4年10月1日施行】

③国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し(厚生年金法)

①在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定額改定する。

※現在は65歳・70歳・退職時にのみ改定し年金額の変更がされるが、施行日以降は毎年改定することにより、年金額を増額し就労を継続する効果を反映する。【令和4年4月1日施行】

②60～64歳の在職老齢年金の支給停止を28万円から47万円(令和元年度額)に引き上げ。

※給与等が28万以上であれば年金との調整により減額されていたが、47万以上の給与で減額となるため、就労の促進となる。【令和4年4月1日施行】

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

・現在60～70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を60～75歳に拡大する。施行日時点で70歳未満の人が対象。【令和4年4月1日施行】

※1歳繰下げごとに0.7%増額、70歳迄繰下げると42%、75歳迄なら84%増えた金額が終身続く。

※ただし、厚生年金を繰下げれば加給年金がもらえないので事前に年金事務所で確認してほしい。

4. 確定拠出年金(イデコ)の加入要件の見直し等

①確定拠出年金の加入年齢を引き上げ、支給開始時期等の選択肢を60歳～70歳迄に拡大。

②対象範囲の拡大と加入要件緩和。

【令和4年4月1日施行】

5. その他

①国民年金手帳廃止、基礎年金番号通知書へ。

【令和4年4月1日施行】

②短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を5年に引き上げ

※外国人が国に帰った場合申請できる一時金の期間が引き上げられた。日本との協定がある国であれば脱退一時金を受給しないで自国の年金と合算する方法もある。【令和3年4月1日施行】

次回は雇用保険の改正法をご説明いたします。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980